議題2：臨時福祉給付等の現金取扱について

資料2

市名		各市の状況		
		（1）臨時福祉給付金等の支払い方法	（2）現金扱いとなる場合の根拠	資料No.
1	名古屋市	銀行口座がない受給者に対しては、現金払いになりますが、直接現金を支給するのではなく、ゆうちょ銀行において現金に引き換えが可能な通常現金払い（払出証書）による方法を利用します。	地方自治法施行令第161条第1項第17号に基づき、本市会計規則において、資金前渡ができる経費として、当該給付金等を指定しています。なお、当該事業終了後に、指定解除のための会計規則の改正を行う予定です。	2-1
2	豊橋市	口座振込を原則とします	豊橋市予算決算会計規則第66条の資金前渡できる項目に（11）臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金並びに愛知県子育て支援減税手当を加え対応することとしています。	1-1
3	岡崎市	資金前渡（福祉部の資金前渡職員が受け取り、受給者に受け取りに来ていただく）	「臨時福祉給付金等の支給に係る経費を資金前渡のできる経費として定める規則」	議題添付資料
4	一宮市	原則口座振込（口座所有なしの場合は窓口払いによる現金受取）。	特に定めなし（支払方法の一つと考える）。	
5	瀬戸市	原則口座振込とし、口座をお持ちでない等例外的に現金支給を考えています。	瀬戸市会計規則第15条第1項14号「債権者の請求により特に現金支払をする必要がある経費」に基づき資金前渡の方法により現金支給します。	1-2
6	半田市	口座振込及び現金払い	半田市財務規則第59条（資金前渡）第3号	1-9
7	春日井市	基本は口座振込	春日井市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の中で、口座振込による支給が困難な場合に限り現金による交付ができることとしている。	
8	豊川市	基本的には、口座振込ですが、現金支給を希望される方には、資金前途で、現金支給を行います。	豊川市予算決算会計規則の資金前渡のできる経費として、規定を設け現金支給の根拠といたしました。	
9	津島市	基本的には口座振り込みだが、銀行と取引がなく口座を持っていない人には、現金支給も行う予定。	津島市財務規則第69条において、資金前途できる経費を規定しており、今回の臨時福祉給付金等については、第10号の「その他市長が特に必要と認めるもの」で取り扱い、規則の改正を行う予定はない。（別添資料1）	2-3
10	碧南市	基本的には口座振込としますが、現金支給も必要があれば行う予定です。	碧南市財務規則第58条8号により「前各号に定めるもののほか、直接支払いをしなければ事務の執行に支障を及ぼすと認められる経費」	
11	刈谷市	基本的には、口座振替です。	本市では、地方自治法施行令第161条第1項第4号の規定に基づいています。	
12	豊田市	口座振り込み、現金	豊田市予算決算会計規則第53条第7号（資金前渡できる経費として規定）	
13	安城市	口座振込	現金納付しかできない想定外の事案が生じた場合、地方自治法施行令第161条第1項10号の「その他これらに類する経費」に該当するとして対応予定。 なお、本市の会計規則においては、市長が認めたものであれば、資金前途できる規定が設けてあります。	
14	西尾市	貴市同様、口座振替払いと現金払い	「西尾市予算決算会計規則」第71条2項1号の規定により、債権者からの申出により現金払いをすることができる。	
15	蒲郡市	基本的には口座振替(現金支給もあり)	規則改正予定	
16	犬山市	原則、口座への振込。現金支給せざるを得ない場合は、別途対応を検討。	債権者及び支払金額が確定していることを前提に現金で支払。 （犬山市予算決算会計規則第88条第2項第1号により、債権者からの申出に従う。）	2-4
17	常滑市	原則口座振込	常滑市予算決算会計規則 第75条　会計管理者等は、次の各号のいずれかの方法により支払うものとする。 （1） 略 （2） 現金 （3）～（7） 略 ただし、窓口での支払いに即応するためには、資金前渡をする必要があり、規則上、臨時福祉給付金等は、資金前渡の対象経費に含まれておらず、現金払いをする場合は改正が必要と考えている。	
18	江南市	基本は口座振替。特別の事情がある場合のみ、窓口で現金交付する。	予算決算会計規則の「資金前渡」できる経費として、臨時福祉給付金の項目を追加する。	
19	小牧市	原則、口座振替とする。		
20	稲沢市	基本的には口座振替をお願いしている。金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等の理由の場合のみ現金で支払いを予定している。	稲沢市予算決算会計規則第50条による	2-5
21	新城市	基本的には口座振り込みで、現金の場合は10月6日から支払	予算決算会計規則　第61条第1項第9号	
22	東海市	現時点では現金払いの対象者がいないため口座振替で支払う。		
23	大府市	①口座振込 ②現金払（金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に居住している、その他①による支給が困難な場合に限り）	地方自治法施行令第161条第1項第17号 大府市予算決算会計規則第61条第1項第7号（添付） 大府市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（添付） 大府市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（添付） 大府市子育て支援減税手当給付事業実施要綱（添付）	1-6 2-6-1 2-6-2 2-6-3
24	知多市	口座振込のみです。		

市　名		各　市　の　状　況		
		（1）臨時福祉給付金等の支払い方法	（2）現金扱いとなる場合の根拠	資料No.
25	知立市	口座振込	地方自治法施行令第161条第1項第17号 知立市予算決算会計規則第60条第1項第13号 （・・・経費の性質上現金払いをさせなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で市長が認めたもの）	
26	尾張旭市	基本的には口座振込ですが、現金支給せざるを得ない場合は現金で支給する予定です。	本市では、地方自治法施行令第161条第1項第17号の規定に基づき、尾張旭市会計規則で資金前渡できる経費を規定しています。尾張旭市会計規則第43条第1項第12号で「市長が特に必要と認めた経費」は、資金前渡できることから、臨時福祉給付金については、担当課が市長決裁を受けて対応する予定です。	2-7
27	高浜市	実施要綱において、支給方式が口座に振り込む方式と窓口で現金を支払う方式の2種類が定められていますが、基本的には口座振り込み方式としています。	現金による給付を希望する受給者が見込まれるので、近々に予算決算会計規則を改正する予定です。	
28	岩倉市	口座振替または現金支給（資金前渡ではなく通常支払）。	岩倉市予算決算会計規則第82条。	
29	豊明市	口座振込による支払方法	地方自治法施行令第161条 豊明市予算決算会計規則	
30	日進市	口座振込または現金支給。	日進市予算決算会計規則　第74条（資金前渡）による。	1-7
31	田原市	基本的には口座振替で行うが、申請者の希望により現金支給も行う予定である。	田原市財務規則第83条第2項	1-8
32	愛西市	原則口座振込だが、現金支給をしなければならない場合も想定される。	当市予算決算会計規則において債権者から申出があったときは現金払をすることができるとしている。	
33	清須市	口座振替	―	
34	北名古屋市	社会福祉課と児童課で、給付金等の該当者の申請を受付し、口座振込用のデータを作成する。そのデータを会計課が受取り、三菱東京UFJ銀行のBizSTATIONシステムを介し、各口座に送金する。	現金の取扱はしない。	
35	弥富市	基本：口座振込 現金払：検討中	市予算決算会計規則	
36	みよし市	臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当ともに口座振替で支払います。		
37	あま市	口座振込	通常現金払いにて、担当課職員から受給者に渡し、受領印にての処理を想定しています。	
38	長久手市	口座払いと現金払いがあるが、原則口座払いで依頼。	長久手市予算決算会計規則第95条	2-8